



令和 8 年度長浜市立幼稚園預かり保育ご利用・申込案内

▶▶ 預かり保育とは

預かり保育は、保護者の方の就労等、ご家庭の子育てを支援するために、長浜市立の幼稚園において、在園する児童を対象として、教育時間（9 時から 14 時）の前後と、長期休業期間に預かりを中心とした保育を行うものです。

▶▶ 対象

保護者のいずれもが、次ページの利用要件①～⑧のいずれかに該当する場合に、ご利用いただけます。

▶▶ 実施日時

	実施日	実施時間
幼稚園 開園日	月曜日 ～ 金曜日	午前 8 時 30 分～午前 9 時、午後 2 時～午後 4 時 15 分 ※保護者の就労状況により、午後 5 時 15 分まで（南郷里幼稚園は、午前 8 時から午後 5 時 45 分まで）の利用ができます。
長期 休業期間	月曜日 ～ 金曜日	午前 8 時 30 分～午後 4 時 15 分 ※保護者の就労状況により、午後 5 時 15 分まで（南郷里幼稚園は、午前 8 時から午後 5 時 45 分まで）の利用ができます。

※ 土日祝日、保育振替休業日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は休業日です。

※ 3 歳児は、原則慣らし保育終了後からの利用となります。

▶▶ 実施内容

部 屋 ・ ・ ・ ・ 園の保育室等
職 員 ・ ・ ・ ・ 園の職員または有資格者職員
クラス ・ ・ ・ ・ 基本は混合異年齢クラス
園の教育保育カリキュラム以外の預かりを中心とした保育を行います。
定 員 ・ ・ ・ ・ 園の規模、職員配置状況により異なります。
お昼寝 ・ ・ ・ ・ なし（必要に応じて休息あり）
おやつ ・ ・ ・ ・ ご自宅からお持ちください。

▶▶ 利用料金

日 額 ・ ・ ・ ・ 400 円

※令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

保護者のいずれもが保育の必要性の認定を受けると、利用料金の無償化の対象となります。ただし、認定後でも、保育の必要性がなかった事実が分かった場合は、無償化の対象外となり遡って徴収することになります。

◎利用料は園での徴収となります。

◎上記以外にも、個人的な実費負担を伴う諸経費をいただく場合があります。

▶▶ 利用要件

	A：保育の必要性の認定に係る事由	B：左欄以外に 預かり保育を利用できる事由
	< 利用回数の上限なし >	< 利用回数の上限あり >
	【無償化の対象】	【無償化の対象外】
① 就労	月 64 時間以上の就労のため、児童の保育ができない場合 ・ご利用は就労日となります。	月 48 時間以上 64 時間未満の就労のため、児童の保育ができない場合 ※原則、月 10 日まで利用可能
② 妊娠・ 出産	妊娠中または出産後間がないため、児童の保育ができない場合 ※出産予定日前 2 か月、出産後 2 か月以内のご利用が原則となります。児童の保育が困難な場合は、最長で出産予定日前 3 か月、出産後 6 か月の利用が可能です。	—
③ 疾病・ しょう がい	保護者の疾病、しょうがいのため、児童の保育ができない場合 ※しょうがいと認められるのは、身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、療育手帳の交付、要介護 5～3 の認定を受けている場合です。	日常的な保育に支障はないが、通院等で緊急的又は一時的に、児童の保育ができない場合 ※原則、月 5 日まで利用可能
④ 介護・ 看護	同居の親族を常時介護・看護するため、児童の保育ができない場合 ※同居の親族で、病気等で医師の診断を受けている人、身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳の交付、要介護 5～3 の認定を受けている人を月 20 日以上 1 日 6 時間以上介護・看護する場合です。ただし、被介護・看護者が介護施設・学校・園に入所・在籍している場合や 2 歳児未満の乳幼児の場合は対象外です。	日常的な保育に支障はないが、介護・看護等により緊急的又は一時的に、児童の保育ができない場合 ※原則、月 5 日まで利用可能
⑤ 災害 復旧	災害（火災、風水害、地震等）の復旧のため、児童の保育ができない場合	—
⑥ 求職 活動	求職活動（起業準備を含む）のため、児童の保育ができない場合 ※在宅以外での活動日を利用日とし、利用期間は最大 3 か月間となります。	—
⑦ 就学	月 64 時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合（在宅による通信教育は除く） ・ご利用は就学日となります。	—
⑧ その他	—	教育委員会が特に必要と認める場合

▶▶ 申込手続

	受付期間
4月利用希望 第1次募集	令和7年10月7日（火）～令和8年1月30日（金）の平日 （令和7年12月29日～令和8年1月3日は除く。）
4月利用希望 第2次募集	令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）の平日
5月～翌3月 利用希望	定員に空きのある場合において、利用希望月の前月5日まで （5日が土・日・祝日の場合は、その前日）

受付場所と時間 ・・・・ 各幼稚園 / 午前9時00分～午後4時45分

▶▶ 提出書類

(1)長浜市立幼稚園預かり保育利用申請書

(2)子育てのための施設等利用給付認定申請書

※すでに保育の必要性の認定を受けている場合や、無償化対象外（B該当）の場合は、不要です。

(3)保育の必要性がわかる書類（下表参照（A：無償化対象、B：無償化対象外））

※保護者の他に65歳未満の祖父母と同居されている場合は、祖父母についてもいずれかの書類が必要です（添付がない場合は利用調整において優先度が低くなります。）。

保育の必要性が わかる書類		A：無償化対象	B：無償化対象外
① 就労	自営以外	・就労証明書＜市指定様式＞	
	自営業主	・就労証明書＜市指定様式＞ ・最新年度の確定申告書の第一表及び第二表、または、開業届・営業許可証等の自営業を証明する書類	
	自営業専従者	・就労証明書＜市指定様式＞ ・自営業専従者であることを証明する書類（専従者としての記載のある中心者の確定申告書等の写し）	
②妊娠・出産		・出産（予定）証明書または母子手帳の写し	—
③疾病・ しょうがい		・身体障害者手帳等（身体障害者手帳 1～4級、精神障害者保健福祉手帳 1～3級、療育手帳 A-1・A-2・B-1・B-2、介護保険証（要介護 3～5））の写しまたは診断書＜市指定様式＞	— ※理由がわかる書類等の提出を求める場合があります。
④介護・看護		・介護・看護申立書＜市指定様式＞ ・介護・看護を受ける方の身体障害者手帳等（身体障害者手帳 1～4級、療育手帳 A-1・A-2・B-1・B-2、介護保険証（要介護認定 3～5））の写しまたは診断書＜市指定様式＞	— ※理由がわかる書類等の提出を求める場合があります。
⑤災害復旧		・罹災証明書	—
⑥求職活動		・就労予定申立書＜市指定様式＞	—
⑦就学		・在学証明書または学生証の写し ※就学内定の場合、内定を証明する書類 ・カリキュラムまたは時間割	—
⑧その他		—	—

※就労証明書や診断書は、記入日から6か月以内のものに限ります。

▶▶ 利用調整

定員を上回る利用の申込みがあり、申込児童全員が利用できない場合は、申込児童ごとに下表のとおり保育が必要な優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるよう利用調整を行います。申込や園の状況により、利用できないことがあります。

優先度	要件
高	① 保育の必要性の認定を受けている方で点数の高い方 ※
	② 保育の必要性の認定を受けている方で点数の低い方 ※
	③ 保育の必要性の認定を受けていない方で就労の方
低	④ 保育の必要性の認定を受けていない方で就労以外の方

※点数は、『長浜市保育の必要性の認定基準』を基に判定します。

▶▶ その他

- 長期休業期間中は給食の提供がありませんので、弁当をお持ちください。
- ご利用内容、認定要件に変更のある方は、変更の手続きが必要になりますので、各園にお申し出ください。



長浜幼稚園	[TEL] 62-0089	神照幼稚園	[TEL] 63-0584
長浜北幼稚園	[TEL] 62-0861	南郷里幼稚園	[TEL] 63-3723
長浜西幼稚園	[TEL] 62-3000	北郷里幼稚園	— 休園中 —
わかば幼稚園	[TEL] 62-3495	湖北幼稚園	[TEL] 78-2003

長浜市教育委員会事務局幼児課 [TEL]65-8607

